

教育委員会事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価に関する報告書
(令和5年度)

令和6年10月
琴平町教育委員会

目 次

I. 目的及び制度の概要	3
II. 点検・評価の方法	3
III. 琴平町教育大綱	4
IV. 教育委員会の活動状況	10
V. 点検・評価の結果（事務事業の点検・評価表）	12
VI. 報告書の公表	17

I. 目的及び制度の概要

効果的な教育行政の推進に努めるとともに、町民への説明責任を果たしていくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の規定により、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を公表する。

II. 点検・評価の方法

令和 5 年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を実施した。

なお、点検・評価する項目は、琴平町教育大綱に掲げる重点課題の取組みに係る事業について行うこととした。

【自己評価の区分】

- A：事業目的を達成したもの（80%以上）
- B：概ね事業目的を達成したが、検討課題等が残るもの（50%以上 80%未満）
- C：事業目的の達成度が不十分なもの（20%以上 50%未満）
- D：事業目的の達成度がきわめて不十分なもの（20%未満）

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

Ⅲ. 琴平町教育大綱

教育大綱の策定にあたって

社会の在り方が急激に変化する今、グローバル化やデジタル化の進展、人工知能(AI)の飛躍的な進化、少子高齢化や家族構成の多様化など、教育現場は、様々な課題に直面しています。国においては、平成29年3月に「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という理念のもと、小・中学校の学習指導要領や、幼稚園・保育所の教育要領・保育指針が改訂されました。また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症対策のため、小・中学校で長期にわたる臨時休校が余儀なくされるなど、子どもたちの学習や生活を取り巻く環境は大変厳しく、一人一人の大切な命を守りながら、教育を進めていくためには、何が出来るのかを考えていかなければならない状況にあります。

平成28年12月に「琴平町教育大綱」を定め、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るため、これからの学校教育のあり方を考えるとともに、ますます変化する社会情勢に柔軟に対応するため、町長と教育委員会で構成する総合教育会議を開催してまいりました。

このたび、学校教育の充実、青少年の健全育成、生涯学習、文化・スポーツを推進することにより、「個性を生かし、生涯学び続けることができるまちづくり」を目指し、持続可能な教育の目標や施策の根本となる方針として2回目となる「琴平町教育大綱」(令和3年4月～令和8年3月)を策定しました。

今後は、この大綱の趣旨に沿い、琴平町民が将来にわたって幸せで充実した人生や、より良い社会・地域を創っていくための人づくりの指針となるように、学校・家庭・地域・行政の緊密な連携のもと政策を推進することとしています。

教育大綱

【基本理念】

教育基本法第1条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあります。

本町では、『まちづくりは人づくり』という基本的な考え方に立ち、子どもを産み・育てやすい環境づくりを行います。

自分の頭で考え、判断し、行動できる子どもの育成をめざし、自立への教育に取り組みます。家庭・学校・地域が一体となって、次代を担う子どもたちの自主性と創造性を培うとともに確かな学力を身に付け、豊かでたくましい心と体を育てる 教育の充実を進めます。

また、町民一人一人の能力や学習意欲を伸ばし、夢を実現できる生涯学習環境の創造と琴平町の誇れる歴史や文化を次の世代に継承できる絆の創生、文化・芸術・スポーツを通じて生きがいを推進し、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学べる環境整備に努めていきます。

【大綱の期間】

この大綱が対象とする期間は、令和3年度（2021年度）からの5年間とします。
社会情勢等の変化に応じ、必要があれば内容の見直し又は変更を行うこととします。

【基本目標とその方策】

【基本目標 1】

0～15 才の一貫した教育を念頭に、適切な環境のもと安全で充実した教育を受けることができる体制整備を目指します。

子どもたちが将来にわたって「生きる力」を培うためには、学校教育は勿論のこと、家庭や地域による連携体制の構築と最新の設備を備えた教育環境の整備が必要であると考えます。そのため、琴平町立小学校の適正規模・適正配置等検討委員会の答申の具現化並びに琴平町立幼稚園・保育所の一元化に向けて、町の公共施設整備計画にもとづき、町内3小学校の統合、町立こども園の設立に向けて速やかに取り組んでいきます。（就学前教育の環境整備） 幼稚園は教育委員会、保育所は子ども・保健課という縦割り行政の壁を越え、互いに連携し話し合いを行い、町全体として幼児期における子ども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう努めます。そのための施設整備等に当たっては、認定こども園への移行検討をはじめとして、育ちと学びの連続性を踏まえた保育を受けることができるようにします。

（学校教育環境の整備）

学校では知・徳・体の基礎・基本の徹底によるバランスのとれた教育を行い、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、集団の中で多様な考え方や個性をもつ児童・生徒が互いに学び合い、認め合い、協力し合い、時には競い合い、社会性や協調性を培っています。このように学校の持つ役割を最大限に発揮できるよう、1小学校・1中学校を基本とした新たな統合小学校の建設に取り組み、子どもたちが通いたいと思える安全で快適な学校環境を充実させていきます。

また、新しい学校が地域コミュニティの核となれるよう、家庭・学校・地域の連携が取れる場として学校運営協議会を設置し、その充実を進めていきます。

(ICT 環境の整備)

これからのデジタル化社会を生き抜いていく子どもたちには、タブレットなどの情報通信機器の活用は不可欠です。学校での ICT 環境の構築に努めていきます。

また、家庭でも学習できる ICT 環境を充実させます。

(国際交流の推進)

次代を担う青少年が、夢と希望を持ち、心豊かにたくましく成長し、これからのグローバルな国際社会で活躍するため、国際交流事業の開拓や姉妹都市交流を推進し、幅広い視野と国際感覚を持ち合わせた人材の育成に努めていきます。

【基本目標 2】

未来を担う子どもたちの健全なる成長と確かな資質・能力を身に付けられる、15 年間を見通した教育の実現を目指します。

次代を担う子どもたちに、社会の中で自らの「夢を実現」できる「たくましい心と体」を育むため、確かな資質・能力や豊かな情操、道徳観の向上、体験学習や情報教育など、時代の流れにあった教育を地域との連携のもと推進していきます。そのために、子どもたちが心豊かに、のびのびと成長できるよう、一人一人の個性を伸ばし、自然や人とのふれあいを通じながら、発達段階に応じた教育を充実させていきます。

(就学前教育の充実)

15 年間の一貫した教育の中での就学前教育では、子どもたち一人一人の育ちを支援し、人格形成の基礎を培うことに努め、そこで学んだ資質・能力を小学校へ接続させていきます。

(学校教育の充実)

15 年間の一貫した教育の中での小中学校では、確かな学力を身に付けさせるとともに、道徳性や豊かな感性、人権感覚を養い、健康でたくましく生きるための基礎となる体力を育むなど、時代の流れに合った「知・徳・体」の調和のとれた教育を推進します。そして、自分たちが将来どうなりたいか、そのために今何をするのが大切かを真剣に考えた「ことひらっ子宣言」を推進し、ふるさとに誇りをもち、社会に貢献したいと思える子どもたちを育成していきます。

また、タブレット等を整備した情報教育の推進・ALT を配置した英語教育の推進や特別に支援を要する児童・生徒へのきめ細かな対応を図るための特別教育支援員を配置するなど、子どもたちが互いを思いやる心の醸成や創造性・豊かな個性を育んでいきます。

なお、学校教育の充実には、教員一人一人の熱意や使命感が大切であることから、教員の資質や指導力の向上を図るための研修の機会を創造するとともに積極的に参加できるように働き方改革を実行します。

(園・学校・家庭・地域の連携)

家庭は、すべての教育の出発点であります。子どもたちが不安や困難に直面したときには、寄り添い・励まし・あるいは諭しながら、その子の成長を見守っています。

また、子どもたちは、身近な地域の中で多くの方々に見守られながら、様々な体験を重ねることにより、人と協力しつつ自律的に社会生活を送ることができるようになります。そのため、「豊かな人間性」や「健康・体力」を兼ね備えた「生きる力」を学校、家庭、地域で育むことが大切であり、学校運営協議会を設置して園・学校・家庭・地域の連携を積極的に推進していきます。

さらに、経済的・養育的な課題を有する家庭には、要保護児童対策地域協議会が中心となって、各家庭の状況に寄り添った支援をしていきます。

(ことひらを愛する教育の推進)

総合的な学習の時間では、郷土を愛し、まちづくりに主体的に参画できる子どもを地域と一体となって育てることを主題として取り組んでいます。まさに「まちづくりは人づくり」であり、子どもたちが自分たちの住むふるさとことひらに魅力を感じるとともに、誇

りを持ち、自分たちもこの地域を形作っている一員だという意識をもつことが大切です。ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持ち、ふるさとに住む人々と共感し、ふるさとをよりよくすることへの参画意識を育む取り組みを、地域と一体となって推進していきます。

【基本目標 3】

生涯にわたって自由に学ぶことのできる環境づくりを目指します。

住民が豊かな人生を送れるよう、生涯にわたって学べる機会を提供することにより、住民一人一人の能力や学習意欲を伸ばし「生涯学び学べるまちづくり」の実現を目指します。

(社会教育の充実)

家庭・地域・園・学校・行政が連携を図り、地域に根ざした活動ができるよう、場の提供や学習ニーズの把握に努めていきます。なお、地域の方々が行っている様々な活動を紹介したり、発表の機会の提供をしたりすることで、地域の教育力の向上や学習意欲の高揚を促し、生涯学び学べるまちづくりを推進していきます。

また、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちを見守りながら、共に勉強やスポーツ、文化活動、交流活動等を通し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後子ども教室やこんぴら子ども塾の充実を図っていきます。

(人権・同和教育の推進)

地域における人間関係の希薄化や相互扶助機能の低下が人権問題の発見を妨げ、解決をより困難にする事例も見受けられます。こうした地域社会の状況に対処し、人権意識を高めるため、いのちと人権を大切に学習の充実を図っていきます。その中で人権についての正しい知識・理解を身に付けて、日常生活の中で行動や態度となって表れていくようにしていきます。そして、すべての人の人権が尊重され、ともに認め合い、幸せに暮らせるよう推進していきます。また、人権意識を高めるために、広報「ことひら」や講演会、イベント等のあらゆる機会をとらえた啓発活動を実施します。

(活力と生きがいづくりの推進)

高齢者の方々が自ら進んで学び、地域に貢献し続けたいと思えるよう「こんぴら大学」の充実を図るとともに、各公民館で活動している団体等が連携を取りやすい仕組みを作り、きめ細やかで質の高い生涯学習講座や講演会等を実施していきます。

また、地域の方々の特技や学びの成果を伝承できる機会を設け、活力のあるまちづくりに貢献できるように推進していきます。

(芸術文化の振興)

文化協会やサークルなどの活動を促進し、町民文化祭や ACT ことひらの施設の活用など、発表できる機会を設けることにより、芸術文化活動の活性化に努め、心豊かで活力のある暮らしやすいまちを創造していきます。

(文化財の保護及び活用)

本町には、日本最古の芝居小屋である旧金毘羅大芝居（通称 金丸座）があり、歌舞伎公演を行っています。この公演には、子どもたちの「木戸芸者」をはじめ「お茶子」「裏方」など多くのボランティアが関わり、町おこしのシンボルとなっており、子どもから大人までの様々な方々が優れた芸術文化に触れる機会となっています。

また、金刀比羅宮には、貴重な文化財や史跡を数多く所有されており、金刀比羅宮と本町が連携して文化財の保護に努めていきます。なお、これら貴重な歴史遺産・文化財を責任を持って次世代へ継承するとともに、これらの優れた歴史・文化資源を有効に活用した、まちづくりを文化財保護協会とともに推進していきます。

【基本目標 4】

スポーツ活動を推奨し、体力の向上や健康的で元気な人生を送れる環境を目指します。

住民一人一人が生涯にわたり、暮らしの中でスポーツを生活の一部として取り入れ、継続していくことが重要になってきています。そのため、住民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツやレクリエーションに親しめる環境整備を進めるとともに、その機会の充実を図り、明るく活力のある生涯スポーツ社会の実現を目指していきます。

(スポーツを通じた人づくりの推進)

スポーツ推進員と協力していく中でニュースポーツなどの普及に努め、地域の方々が「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツに親しめる環境を作っていきます。

(健康づくりの推進)

いこいの郷公園にある健康スポーツ施設の活用や学校体育館の一般開放に努めることにより、住民一人一人が自分の健康は自分で守ることを実践し、健康寿命を伸ばしていけるような生涯スポーツの推進をしていきます。

(スポーツ少年団の育成)

子どもたちがスポーツに親しむとともに、異年齢との交流ができる機会を創造していくため、体育協会等との連携を図り、スポーツ少年団の活動を支援していきます。また、子どもたちが優れた技能を持った方々との交流ができるような場の設定やその機会の充実に努めていきます。

IV. 教育委員会の活動状況

開催日	区分	主な議題
令和5年4月27日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校について ・連絡、報告事項
令和5年5月24日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校の状況について ・連絡、報告事項
令和5年6月28日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校の状況について ・連絡、報告事項
令和5年7月6日	臨時	・小学校教科用図書採択について
令和5年7月27日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校の状況について (2)学校閉庁日について ・連絡、報告事項
令和5年8月25日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校教育について (2)社会教育について (3)学校整備について ・連絡、報告事項について

令和5年9月22日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校教育について (2)社会教育について ・連絡、報告事項について
令和5年10月27日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校教育について (2)社会教育について (3)学校整備について ・連絡、報告事項について
令和5年11月24日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校について (2)社会教育について (3)学校整備について ・連絡、報告事項
令和5年12月27日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校について (2)社会教育について (3)学校整備について ・連絡、報告事項
令和6年1月31日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校について (2)社会教育について (3)学校整備について ・連絡、報告事項
令和6年2月29日	定例会	・教育上の諸問題について (1)学校について (2)社会教育について (3)学校整備について ・連絡、報告事項について
令和6年3月5日	臨時会	・人事案件について
令和6年3月28日	定例会	・教育上の諸問題について

		(1) 学校について (2) 社会教育について (3) 学校整備について ・連絡、報告事項
--	--	--

V. 点検・評価の結果（事務事業の点検・評価表）

事業名	事業概要	実施内容及び成果	自己評価	取組目標
教育委員会費	教育委員の報酬等に関する経費。	毎月の定例教育委員会を行い、情報共有及び意思疎通が行われている。	A	次年度も継続して行う。
事務局費	教育長の権限に属する事務を能率的に処理するための経費。	事務を能率的に処理することができた。	A	次年度も継続して行う。
奨学資金貸与費	高校、大学への就学のための奨学金を貸し付ける。	大学生 12 名、高校生 2 名の利用があった。	A	次年度も継続して行う。
児童クラブ事業費	児童クラブ運営に必要な経費。	年度末での登録者数は 80 名であった。	A	次年度も継続して行う。
学校等再編整備検討協議会運営事業費	本町の喫緊の重要課題である小学校及び認定こども園の再編整備について、設置した琴平町学校等再編整備検討協議会の運営に必要な経費。	保護者、学校関係者及び地域代表から構成された委員 28 名による当該協議会を 7 月より全 9 回開催し、12 月 1 日に「小学校及び認定こども園の再編整備に関する	A	終了

		答申書」を町長及び教育長に提出した。		
小学校施設費	町立 3 小学校の施設に関する経費。	予定通り概ね良好に実施した。	B	次年度も継続して事業を行うが、老朽化した施設の整備が課題となる。
小学校運営費	町立 3 小学校の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
小学校費 教育振興費	学校指導要領に基づき、基礎的・基本的な知識や技能に加え、学ぶ意欲などの確かな学力を身につける教育の経費。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
児童就学奨励援助費	経済的な理由によって、就学困難な児童の保護者に対して、必要な援助を行う。	要保護・準要保護児童支援受給者 15 名、特別支援教育就学奨励受給者 12 名に対し援助した。	A	次年度も継続して行う。
小学校費 総合的な学習の時間事業費	地域や学校及び児童の実態等に応じて創意工夫を生かした教育活動にかかる経費。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
中学校施設費	中学校の施設に関する経費。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。

中学校運営費	中学校の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
中学校費 教育振興費	学校指導要領に基づき、基礎的・基本的な知識や技能に加え、学ぶ意欲などの確かな学力を身につける教育の経費。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
生徒就学奨励援助費	経済的な理由によって、就学困難な生徒の保護者に対して、必要な援助を行う。	要保護・準要保護児童支援受給者24名、特別支援教育就学奨励受給者6名に対し援助した。	A	次年度も継続して行う。
中学校費 総合的な学習の時間事業費	地域や学校及び児童の実態等に応じて創意工夫を生かした教育活動にかかる経費。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
姉妹校交流事業費	琴平中学校と姉妹校協定を結んでいる台湾瑞芳中学校との交流事業に係る経費。	4年ぶりに台湾瑞芳中学校より学校関係者と生徒が来町し、様々な交流が図れた。	A	次年度も継続して行う。
幼稚園運営費	町外の幼稚園を利用する場合の教育に係る保護者負担への給付費。	6名利用し、予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
社会教育総務費	社会教育委員会の経費及び文化協会補助金等に係る経費。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
二十歳のつどい祈念事業費	式典名「二十歳のつどい」開催に係る経費。	令和6年1月3日に「ヴィスポことひら」で盛大に	A	次年度も継続して行う。

		行えた。出席者 58 名		
女性教育推進事業費	各婦人団体に委託し、女性教育の活動を通して地域社会の活性化を図る。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
家庭教育推進事業費	各 PTA に委託し、家庭教育の大切さ等に関する研修会を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
子育て推進事業費	放課後子ども教室を実施する経費。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して行う。
高齢者教育推進事業費	高齢者のための各種行事に関する経費。	コロナ禍で中止となっていた、こんぴら大学の各行事が実施できた。	A	次年度も継続して行う。
ACT ことひら管理運営費	ACT ことひらの運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。
育成センター管理運営費	育成センターの運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。
中央公民館管理運営費	中央公民館の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。
琴平公民館管理運営費	琴平公民館の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。
榎井公民館管理運営費	榎井公民館の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。

教育集会所管理運営費	教育集会所の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。
地域改善事業費	キャリア教育及び進路指導の充実を図る。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。
旧金毘羅大芝居管理運営費	旧金毘羅大芝居（金丸座）の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。
文化財保護事業費	文化財の保護修理に係る経費を支出する。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して事業を行う。
歴史民俗資料館管理運営費	歴史民俗資料館の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。
呑象楼管理運営費	呑象楼の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	A	次年度も継続して事業を行う。
保健体育管理費	スポーツ推進委員の報酬その他運営経費を支出する。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して事業を行う。
いこいの郷公園管理運営費	いこいの郷公園の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施した。	B	次年度も継続して事業を行い、施設の長寿命化を進める。
スポーツ振興費	スポーツ振興に係る経費。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して事業を行う。

給食センター管理 運営費	小中学校に給食を配給する。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
学校給食費	学校給食において町の負担すべき費用。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
善通寺市・琴平町・ 多度津町学校給食 センター整備運営 費	給食センター運営に関する経費。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。

V. 報告書の公表

本報告書は、町ホームページにて公表する。